

役員給与規程

国立研究開発法人
宇宙航空研究開発機構

役員給与規程

	平成15年10月 1日	規程第15－26号
改正	平成15年12月 1日	規程第15－102号
改正	平成17年11月29日	規程第17－143号
改正	平成18年 3月31日	規程第18－13号
改正	平成19年 3月30日	規程第19－ 9号
改正	平成20年 3月18日	規程第20－ 11号
改正	平成21年 3月30日	規程第21－ 11号
改正	平成21年 6月 3日	規程第21－ 20号
改正	平成21年12月 3日	規程第21－ 49号
改正	平成22年12月 6日	規程第22－ 58号
改正	平成24年 3月30日	規程第24－ 16号
改正	平成26年 4月 4日	規程第26－ 22号
改正	平成26年12月 9日	規程第26－ 51号
改正	平成27年 3月31日	規程第27－ 26号
改正	平成28年 3月 7日	規程第28－ 7号
改正	平成28年12月 2日	規程第28－ 81号
改正	平成30年 2月26日	規程第30－ 5号
改正	平成30年11月27日	規程第30－ 96号
改正	令和 元年11月26日	規程令和第 1－ 24号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の役員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 役員の給与は、常勤役員については、本給、通勤手当、単身赴任手当、地域手当及び期末特別手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

(給与の支給)

第3条 役員の給与は、法令等に定めるところにより役員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもって直接役員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員から申出があった場合は、その者に対する給

与の全部又は一部をその者が希望する金融機関の本人名義の口座への振込みの方法により支払うことができる。

(給与の支給定日)

第4条 役員の給与（期末特別手当を除く。）の支給定日は、毎月15日（その日が、職員給与規程（規程第15－28号）第5条第1項に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とし、その月の月額を支給する。

(新たに役員となった者の給与)

第5条 月の初日以外の日において新たに役員に任命された者に対する当該月分の本給、地域手当及び非常勤役員手当は、職員給与規程第8条の規定を準用して得た額（以下「日割計算によって得た額」という。）とする。

(役員でなくなった者の給与)

第6条 役員が退職し又は解任されたときは、退職し又は解任の当月分の本給、地域手当及び非常勤役員手当については、日割計算によって得た額を支給する。

2 役員が死亡したときは、死亡の当月分の給与については、その全額を支給する。

(端数の取扱)

第7条 この規程の定めによって算出した金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

(本給)

第8条 本給は、月額とし、次の各号に掲げる常勤役員に対して、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 理事長 | 1, 107, 000円 |
| (2) 副理事長 | 951, 000円 |
| (3) 理事 | 824, 000円 |
| (4) 監事 | 744, 000円 |

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、職員給与規程第24条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、職員給与規程第24条第2項及び第3項に規定する額とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員の例に準じて取り扱うものとする。

(単身赴任手当)

第10条 単身赴任手当は、職員給与規程第25条第1項及び第3項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する役員に支給する。

- 2 単身赴任手当の月額は、職員給与規程第25条第2項に規定する額とする。
3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、職員の例に準じて取り扱うものとする。

(地域手当)

第11条 地域手当は、東京都特別区、東京都調布市、神奈川県相模原市又は茨城県つくば市に在勤する役員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、本給月額に次に掲げる区分に応じて、当該割合を乗じて得た額とする。

(1) 東京都特別区	100分の20
(2) 東京都調布市	100分の16
(3) 茨城県つくば市	100分の16
(4) 神奈川県相模原市	100分の12

(地域手当の異動保障)

第12条 前条第1項に該当する役員が、在勤する地域を異にして異動した場合（これらの役員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）は、次によるものとする。

- 2 当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動後の支給割合」という。）が、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、当該異動の直後に在勤する地域が前条第1項に掲げる地域以外であるときは、当該役員には、前条の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、本給月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過するまでの期間
異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改正された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合（以下「改正前の支給割合」という。））

(2) 当該異動の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）

異動前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合

3 前項に該当する役員が、当該異動の日から 2 年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動（以下「再異動」という。）した場合（これらの役員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合に限る。）であって、再異動の前日の支給割合より地域手当の支給割合の低い地域に異動する場合、又は、前条第 1 項に掲げる地域以外に異動する場合は、当該事由が生じた日（以下この号において「事由発生日」という。）から起算して、2 年を経過するまでの間（前項の規定による地域手当を支給される期間、事由発生日前の異動に係るこの項の規定による地域手当を支給される期間を除く。）、前条第 1 項の規定にかかわらず、事由発生日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（以下この項において「事由発生日の前日の支給割合」という。）による地域手当（前項の異動の日又はさらなる異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の後に改正された場合にあっては、改正前の支給割合による地域手当）を支給する。この場合、本給月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 当該事由発生の日から同日以後 1 年を経過する日までの期間

事由発生前の支給割合（当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の後に改正された場合にあっては、当該事由発生の日の前日の支給割合）

(2) 事由発生の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）

事由発生前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合

（期末特別手当）

第 13 条 期末特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日から起算して 1 ヶ月を超えない範囲内において理事長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 ヶ月以内において退職し、解任され又は死亡した役員についても同様とする。ただし、役員が通則法第 23 条第 2 項の規定により解任されたとき（同条同項第 1 号の規定により解任されたときを除く。）は、支給しない。

2 期末特別手当の額は、役員が基準日現在又は退職、解任若しくは死亡のときに受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給月額に 100 分の 25 を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 170 、12 月に支給する場合においては 100 分の 170 の割合を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月

以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学大臣の機構に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における第2項の在職期間には、国家公務員として在職した期間を算入する。
- 4 役員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため、期末特別手当の基準日前に退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合は、第1項の規定にかかわらず期末特別手当は支給しない。
- 5 期末特別手当の一時止め処分等の取扱いについては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第19条の5第3号及び第4号並びに第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「各庁の長」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

（非常勤役員手当）

第14条 非常勤役員手当は、月額とし、次の各号に掲げる非常勤役員に対して、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

（1）理事

182,000円から584,000円までの範囲内で理事長が決定する額

（2）監事

164,000円から527,000円までの範囲内で理事長が決定する額

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

（特別調整手当）

- 2 機構の成立の日の前日に宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）に現に在職する役員から機構の成立の日に機構の役員として任命された者のうち、機構の成立の日の前日に宇宙開発事業団役員給与規程（45規程第9号）第3条の3の規定による特別調整手当の支給を受けていた者については、第11条の規定にかかわらず、当該特別調整手当の支給を受けることとなった日から3年を経過するまでの間は、第12条の規定による特別調整手当を支給する。

(期末特別手当)

- 3 機構の成立の日の前日に独立行政法人航空宇宙技術研究所（以下「研究所」という。）又は事業団に現に在職する役員から機構の成立の日に機構の役員として任命された者については、研究所又は事業団の役員としての在職期間を第13条第2項に規定する勤続期間とみなすものとする。

附 則（平成15年12月1日 規程第15－102号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、改正後の役員給与規程第13条第2項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成15年12月に支給する期末特別手当については、第13条第2項中「100分の180」とあるのは「100分の160」とする。

- 3 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、役員給与規程第13条第2項の規定にかかわらず、この規定により算出される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(1) 機構の成立の日の前日に研究所又は事業団に現に在職する役員から機構の成立の日に機構の役員として任命された者については、平成15年4月1日（同月2日から同年9月30日までの間に新たに役員として任命された者にあっては、新たに役員として任命された日）において役員が受けるべき本給、通勤手当、単身赴任手当（第10条第2項に定める額。ただし、加算額を除く。）及び特別調整手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 前号の役員については、平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

(3) 平成15年10月1日に新たに機構の役員として任命された者（同項第1号に該当する役員を除く。）については、同日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員として任命された者にあっては、新たに役員として任命された日）において役員が受けるべき本給、通勤手当、単身赴任手当（第10条第2項に定める額。ただし、加算額を除く。）及び特別調整手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年10月から施行日の属する月の前月までの月数（同年10月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

附 則（平成17年11月29日 規程第17－143号）

（施行期日）

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例）

2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、役員給与規程第13条第2項の規定にかかわらず、この規定により算出される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

（1）平成17年4月1日（同月2日から同年11月30日までの間に新たに役員として任命された者にあっては、新たに役員として任命された日）において役員が受けるべき本給、単身赴任手当（第10条第2項に定める額。ただし、加算額を除く。）及び特別調整手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則（平成18年3月31日 規程第18－13号）

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

2 平成18年4月1日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き機構の役員に任命されている者で、その者の受ける本給が同日において受けている本給に達しないこととなる役員には、平成20年3月31日（任期の定めのある役員にあっては、同日又は任期に係る期間の末日のいずれか早い日）までの間、本給のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

3 施行日以降に新たに役員に任命された者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される役員との均衡上必要があると認められるときは、当該役員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、本給を支給する。

（地域手当の特例措置）

4 前2項の規定により本給を支給される役員に関する改正後の第11条第2項に定める支給割合については、「100分の13」とあるのは「100分の12」と、「100分の11」とあるのは「100分の10」と「100分の4」とあ

るのは「100分の3」とする。

附 則（平成19年3月30日 規程第19－9号）

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（地域手当の特例措置）

2 規程第18－13号附則第2項及び第3項の規定により本給を支給される役員に関する改正後の第11条第2項に定める支給割合については、「100分の14」とあるのは「100分の12」と、「100分の12」とあるのは「100分の10」と、「100分の6」及び「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則（平成20年3月18日 規程第20－11号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日 規程第21－11号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月3日 規程第21－20号）

（施行期日）

1 この規程は、平成21年6月3日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

（平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

2 平成21年6月に支給する期末特別手当については、第13条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則（平成21年12月3日 規程第21－49号）

（施行期日）

1 この規程は、平成21年12月3日から施行し、平成21年12月1日から適用する。

（平成21年12月に支給する期末特別手当に関する特例）

2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、役員給与規程第13条第2項の規定にかかわらず、この規定により算出される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

（1）平成21年4月1日（同月2日から同年11月30日までの間に新たに役員として任命された者にあっては、新たに役員として任命された日）において

て役員が受けるべき本給、単身赴任手当（第10条第2項に定める額。ただし、加算額を除く。）及び地域手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成21年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成22年12月6日 規程第22－58号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月6日から施行し、平成22年12月1日から適用する。

(平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 2 平成22年12月に支給する期末特別手当については、第13条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

- 3 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、役員給与規程第13条第2項の規定にかかわらず、この規定により算出される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年11月30日までの間に新たに役員として任命された者にあっては、新たに役員として任命された日）において役員が受けるべき本給、単身赴任手当（第10条第2項に定める額。ただし、加算額を除く。）及び地域手当の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成22年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則（平成24年3月30日 規程第24－16号）

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(給与の減額支給措置)

2. 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における役員への給与の支給に関する特例を設ける。

- (1) 役員の本給月額の支給に当たっては、本給月額から100分の9.

77を乗じて得た額を減額して支給する。

- (2) 特例期間においては、本給月額と連動して算出される地域手当及び地域手当の異動保障については、前号により算定した減額支給措置後の本給月額を基礎として算定した額を支給する。
- (3) 期末特別手当の支給に当たっては、当該役員が受けるべき期末特別手当の額（前各号に定める減額措置前の本給月額等により算定した額）に、100分の9.77を乗じて得た額を減額して支給する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

3. 平成24年6月に支給する期末特別手当の額は、役員給与規程第13条第2項の規定にかかわらず、この規定により算出される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末特別手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から平成24年3月31日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員として任命された日）において、役員が受けるべき本給、単身赴任手当（第10条第2項に定める額。ただし、加算額を除く。）及び地域手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの月数（平成23年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成23年6月及び平成23年12月に支給された期末特別手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

附 則（平成26年4月4日 規程第26-22号）

この規程は、平成26年4月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年12月9日 規程第26-51号）

（施行期日）

1 この規程は、平成26年12月9日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

（平成26年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

2 平成26年12月に支給する期末特別手当については、第13条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。

附 則（平成27年3月31日 規程第27-26号）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

2 機構の役員で、その者の受ける本給月額が施行日の前日において受けている本給月額に達しないこととなる者に対しては、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を支給する。

附 則(平成28年3月7日 規程第28-7号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年3月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第11条及び第13条にかかる改正規定は平成28年4月1日から施行する。

(地域手当の経過措置)

2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における第11条第2項に定める支給割合については、「100分の18」とあるのは「100分の18.5」と、「100分の13」とあるのは「100分の15」と「100分の10」とあるのは「100分の10.5」とする。

(平成27年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

3 平成27年12月に支給する期末特別手当については、第13条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

(非常勤役員手当の経過措置)

4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における第14条に定める月額については、「182,000」とあるのは「179,000」と、「584,000」とあるのは「576,000」と、「164,000」とあるのは「162,000」と、「527,000」とあるのは「520,000」とする。

5 平成27年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に役員に支給された給与は、改正後の規定の定めによる給与の内払とみなす。

附 則(平成28年12月2日 規程第28-81号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月2日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(平成28年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

2 平成28年12月に支給する期末特別手当については、第13条2項中「100分の170.0」とあるのは「100分の175.0」とする。

附 則(平成30年2月26日 規程第30-5号)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年2月26日から施行する。ただし、附則第2項の規

定は、平成29年12月1日から適用する。

(平成29年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成29年12月に支給する期末特別手当については、第13条2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175.0」とする。
- 3 平成29年12月1日からこの規程の施行日の前日までの間に役員に支給された給与は、改正後の規定の定めによる給与の内払とみなす。

附 則（平成30年11月27日 規程第30－96号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

(平成30年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成30年12月に支給する期末特別手当については、第13条2項中「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

附 則（令和元年11月26日 規程令和第1－24号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月1日から施行する。

(令和元年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 令和元年12月に支給する期末特別手当については、第13条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。